

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	宮津市

宮津市鳥獣被害防止計画



<連絡先>

担当部署名 宮津市産業経済部農林水産課
所在地 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1
電話番号 0772-45-1626
FAX 番号 0772-25-1691
メールアドレス nousui@city.miyazu.kyoto.jp

目 次

はじめに	1
1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	
(1) 被害の現状(令和4年度)	2
(2) 被害の傾向	2～3
(3) 被害の軽減目標	3
(4) 従来講じてきた被害防止対策	3～4
(5) 今後の取組方針	5～6
3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	6
(2) その他捕獲に関する取組	6
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	6～8
(4) 許可権限移譲事項	8
4 防護柵の設置等に関する事項	
(1) 侵入防止策の整備計画	8
(2) 侵入防止策の管理等に関する取組	8
5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	9
6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	
(1) 関係機関等の役割	9
(2) 緊急時の連絡体制	9
7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	9
8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項	
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	9～10
(2) 処理加工施設の取組	10
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	11
9 被害防止策の実施体制に関する事項	
(1) 協議会に関する事項	11～12
(2) 関係機関に関する事項	12
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	12
(4) その他被害防止施策の実施体制	12
10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	12

はじめに

宮津市における野生鳥獣による被害は、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルの出没による農林業及び生活環境への被害があり、また、ヌートリア等小動物による農作物被害や家屋侵入被害のほか、鳥類による果樹や野菜の食害が生じている。とりわけ、令和4年度における販売目的の農作物への被害は、被害面積が568アール、被害金額が5,747千円となっており、農業者の営農意欲の低下による遊休農地の増加をもたらすなど、地域の農業者等の高齢化を背景に、農業生産活動の衰退、さらには集落機能の維持が危ぶまれる深刻な状況となっている。

宮津市では、農家組合等が設置する電気柵等の防除施設や箱わなの購入に対する支援を実施するなど、被害の未然防止に努めてきたが、近年、ニホンジカによる被害の増加が著しく、さらなる被害減少に向け、①個体群管理、②侵入防止対策、③生息環境管理の総合的な対策を地域と関係機関・団体等が一体となり、計画的に継続して実施することが必要である。

このようなことから、鳥獣被害の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、農林業被害の軽減及び野生鳥獣の生息環境の維持を図り、もって、農林業の発展と振興に寄与することを目的に、宮津市鳥獣被害防止計画を策定するものである。

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、アナグマ、ヌートリア、その他獣類、カラス、その他鳥類
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	宮津市全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲、野菜	152	1,555
ニホンジカ	水稲、豆類、果樹、野菜、工芸作物	319	2,896
ニホンザル	—	—	—
ツキノワグマ	果樹	80	1,000
アナグマ	—	—	—
ヌートリア	水稲、豆類、野菜	13	180
その他獣類（ウサギ、ハクビシン）	野菜	3	106
カラス、その他鳥類（ムクドリ）	水稲	1	10
	計	568	5,747

※「令和4年 野生鳥獣による農作物の被害状況調査票」から引用

(2) 被害の傾向

イノシシ	年間を通じて市内全域で出没し、水稲、野菜、果樹等に大きな被害を与えている。また、農地や畦畔等の農業基盤のほか、宅地の掘り起しなど生活環境への被害も発生している。
ニホンジカ	年間を通じて市内全域で出没し、水稲、野菜、果樹等に大きな被害を与えている。また、夜間に鉄道、道路等で車両と衝突事故も発生し、市民生活に影響を及ぼしている。
ニホンザル	年間を通じて養老・日ヶ谷地区で出没し、野菜等の被害を与えている。また、住居等へ侵入するなどの生活環境への被害も発生している。
ツキノワグマ	夏から秋にかけて市内全域で出没し、果樹等に被害を与えている。集落内の柿などの庭先果樹等を狙って出没しているほか、近

	年、市街地や道路等でも目撃情報が多くあり、市民生活に影響を及ぼしている。
アナグマ	年間を通じて市内全域で出没し、野菜等に被害を与えている。近年、被害は減っているが、住居等へ侵入するなどの生活環境への被害も発生している。
ヌートリア	春先を中心に市内全域で出没し、主に河川・水路付近の農地の水稲、野菜等に被害を与えている。
その他獣類	年間を通じて市内全域で出没し、野菜に被害を与えている。ハクビシンなどの小動物が、住居等へ侵入するなどの生活環境への被害も発生している。
カラス、その他鳥類	年間を通じて市内全域で出没し、水稲、果樹等に被害を与えている。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
被害金額	イノシシ	5,747千円	4,022千円
	ニホンジカ		
	ニホンザル		
	ツキノワグマ		
	アナグマ		
	ヌートリア		
	その他獣類		
	カラス、その他鳥類		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>ア 捕獲体制 一般社団法人京都府猟友会宮津支部猟友会と委託契約を締結し、捕獲班員21名(令和4年度)の体制により、有害鳥獣捕獲業務を実施している。(京都府補助事業を活用)</p> <p>イ 捕獲対策 (ア) イノシシ、ニホンジカ 捕獲班員による「箱わな」、「くくりわな」での捕獲に加え、定期的に鳥獣被害対策実施隊等による銃器での巻き狩りを実施している。また、農家組合等が保有する「箱わな」の購入に対し支援を行っている。 (イ) ニホンザル 鳥獣被害対策実施隊による「箱わな」や銃器での捕獲を実施している。</p>	<p>① 捕獲班員の高齢化により労務負担が重くなっていることから、当該捕獲班員の育成が急務となっている。</p> <p>② 捕獲効率の悪い「箱わな」が一部あることから、適正な管理や他の場所への移動を行う必要がある。</p>

	<p>(ウ) ツキノワグマ 出没状況に応じ、京都府の許可を得た上で、鳥獣被害対策実施隊による「ドラム缶檻」での捕獲を実施している。</p> <p>(エ) アナグマ、ヌートリア、その他獣類 捕獲班員による「小動物用箱わな」での捕獲を実施している。</p> <p>(オ) カラス、その他鳥類 被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊による銃器での捕獲を実施している。</p> <p>ウ 処理方法 捕獲鳥獣は、宮津市有害鳥獣処理施設での減容化処理のほか、一部は現地埋設を行っている。また、イノシシ・ニホンジカについては、民間事業者（国産ジビエ認証取得施設）によるジビエ活用も行っている。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>ア 防護柵の設置(イノシシ、ニホンジカ対策) 農家組合等が設置する防護柵（電気柵、金網柵等）に対し支援を行っている。（宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会による国庫補助事業、市単独事業）</p> <p>イ 追払いの実施(ニホンザル対策ほか) 鳥獣被害対策実施隊や地域住民によるロケット花火等による追払い活動を行っている。（追払い資材の提供）</p>	<p>① 防護柵の設置効果が十分に得られていない場所があり、適切な設置や維持管理方法の普及を図る必要がある。また、集落外周に一体的に設置した防護柵の効果を維持するには、設置後の集落での点検・維持管理体制の確立が必要である。</p> <p>② 集落において、特定の人だけで追払いやその他の防除対策を行っている場合が多く、集落ぐるみで取り組む体制の確立が必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>集落や農地の不要残渣、放任果樹の除去等の普及啓発を行っている。</p>	<p>農地管理者の高齢化が進んでおり、集落ぐるみで取り組む体制の確立が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>共通事項</p>	<p>イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ヌートリア等の野生鳥獣による農作物や生活環境への被害は、依然として市域の広範囲で発生し、今後も継続した対策を実施する必要がある。特に、近年、ニホンジカによる被害の増加が著しく、さらなる被害軽減に向けた取組が必要である。</p> <p>これまでの捕獲と防除の対策を基本として、地域と関係機関・団体等が一体となり、①個体群管理、②侵入防止対策、③生息環境管理の総合的な被害防止対策を進める。</p> <p>なお、捕獲については、猟友会の捕獲班員の高齢化等を考慮すると、捕獲従事者の確保が急務であり、新たな従事者の活動条件を整えるため狩猟免許取得経費や銃器購入に対する支援を行い、捕獲の担い手の確保・育成を図る。また、ICT技術等を活用した捕獲機器等など先進事例を研究し、効率的かつ効果的な捕獲を推進するとともに、宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会等が主体となった各種研修等の実施により、被害防除の知識等の普及・啓発を図る。</p>
<p>イノシシ</p>	<p>捕獲対策については、「箱わな」による捕獲を実施する。既存の「箱わな」で捕獲効率の悪いものは、市・猟友会等が連携し、適正管理や配置の指導等を行い、効果的な捕獲を推進する。</p> <p>防除対策については、防護柵（電気柵、金網柵等）の未設置箇所や更新への対策を講じるとともに、個人・数名のグループでの設置ではなく、集落ぐるみで効率的かつ効果的に囲う取組を推進する。</p>
<p>ニホンジカ</p>	<p>捕獲対策については、被害地域における「くくりわな」、「囲いわな」等による捕獲を実施する。</p> <p>防除対策については、ニホンジカ対策用の防護柵の普及を図るとともに、従来のイノシシ用からニホンジカにも対応できる機能を備えた防護柵の設置を支援する。</p>
<p>ニホンザル</p>	<p>捕獲対策については、鳥獣被害対策実施隊員による「箱わな」や銃器での捕獲対策を実施する。また、伊根町と共同でのニホンザル宮津A群の個体数管理を実施する。</p> <p>防除対策については、必要に応じてサル対策用の防護柵の設置への支援を行う。また、出没の多い地域には、農作物の残渣等誘引物の除去の指導や啓発を図るとともに、集落ぐるみの自主的な追払い活動を推進するため、ロケット花火等の資材提供を行う。</p>
<p>ツキノワグマ</p>	<p>京都府の第二種特定鳥獣管理計画に基づき、出没状況に応じて「ドラム缶檻」での被害防止捕獲、予察捕獲を行う。また、市域での目撃情報が頻発し、農作物被害の拡大に加え、人身被害の可能性も高まっていることから、出没の多い地域には、集落内で不要となっている果樹等誘引物の除去に係る指導や啓発を図る。</p>
<p>アナグマ、ヌートリア、その他獣類</p>	<p>「小動物用箱わな」による捕獲を実施する。また、出没の多い集落等に防護柵の設置や農作物残渣等誘引物除去などの自己防衛策の普及・啓発を行う。</p>

カラス、その他鳥類	被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊員による銃器での捕獲対策を実施する。また、出没の多い地域には、農作物の残渣等誘引物の除去の指導や啓発を図るとともに、集落ぐるみでの自主的な追払い活動を推進するため、ロケット花火等の資材提供を行う。
-----------	--

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>捕獲体制については、従来どおり猟友会との委託契約により、捕獲班を編成するものとし、野生鳥獣の捕獲作業の軽減や有効利用のため、ジビエ処理加工施設を利用しながら、持続可能な捕獲体制を構築する。</p> <p>このほか、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年12月21日法律第134号)第9条の規定による鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲体制の強化を図る。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、アナグマ、ヌートリア、その他獣類、カラス、その他鳥類	○銃猟免許、わな猟免許取得経費に対する補助
令和6年度		○新規猟銃購入に対する補助
令和7年度		○小動物用箱わなの貸出

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方							
イノシシ	<p>例年最も農作物被害を出していることや豚熱の影響などが続いていることを考慮し、過去3年間の捕獲実績の平均値を参考に、550頭を設定する。</p> <p>◇参考</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>633頭</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>599頭</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>524頭</td> </tr> </table>	令和元年度	633頭	令和2年度	599頭	令和3年度	524頭
令和元年度	633頭						
令和2年度	599頭						
令和3年度	524頭						
ニホンジカ	<p>生息範囲が拡大し、ニホンジカの推定個体数が増加していることを考慮し、過去3年間の捕獲実績の平均値、捕獲実績の伸び率を参考に、600頭を設定する。</p> <p>◇参考</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>414頭</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>402頭</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>481頭</td> </tr> </table>	令和元年度	414頭	令和2年度	402頭	令和3年度	481頭
令和元年度	414頭						
令和2年度	402頭						
令和3年度	481頭						
ニホンザル	<p>京都府の第二種特定鳥獣管理計画に基づき、宮津A群の個体数調整を継続実施する。また、ハナレザル等による悪質な被害については、被害防止捕獲を必要な範囲で行うものとし、捕獲目標は定めない。</p> <p>◇参考</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9頭</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>14頭</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>9頭</td> </tr> </table>	令和元年度	9頭	令和2年度	14頭	令和3年度	9頭
令和元年度	9頭						
令和2年度	14頭						
令和3年度	9頭						
ツキノワグマ	<p>ツキノワグマの捕獲については、京都府の第二種特定鳥獣管理計画に基づき、年間捕殺上限数が設けられているため、捕獲計画数は設定しない。ただし、集落内等への出没が増加してい</p>						

	<p>ることから、出没状況に応じ捕獲対策を継続実施する。</p> <p>◇参考</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>22 頭</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>21 頭</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>14 頭</td> </tr> </table>	令和元年度	22 頭	令和 2 年度	21 頭	令和 3 年度	14 頭															
令和元年度	22 頭																					
令和 2 年度	21 頭																					
令和 3 年度	14 頭																					
アナグマ、ヌートリア、その他獣類	<p>農作物被害、住宅地での生活環境被害が発生していることから、過去 3 年間の捕獲実績の平均を参考に、アナグマは 40 頭、ヌートリアは 20 頭、その他獣類は 50 頭を設定する。</p> <p>◇参考</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">アナグマ</td> <td>令和元年度</td> <td>31 頭</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>50 頭</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>28 頭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ヌートリア</td> <td>令和元年度</td> <td>20 頭</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>30 頭</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>4 頭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他獣類 (ハクビシン など)</td> <td>令和元年度</td> <td>49 頭</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>52 頭</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>50 頭</td> </tr> </table>	アナグマ	令和元年度	31 頭	令和 2 年度	50 頭	令和 3 年度	28 頭	ヌートリア	令和元年度	20 頭	令和 2 年度	30 頭	令和 3 年度	4 頭	その他獣類 (ハクビシン など)	令和元年度	49 頭	令和 2 年度	52 頭	令和 3 年度	50 頭
アナグマ	令和元年度		31 頭																			
	令和 2 年度		50 頭																			
	令和 3 年度	28 頭																				
ヌートリア	令和元年度	20 頭																				
	令和 2 年度	30 頭																				
	令和 3 年度	4 頭																				
その他獣類 (ハクビシン など)	令和元年度	49 頭																				
	令和 2 年度	52 頭																				
	令和 3 年度	50 頭																				
カラス、その他鳥類	<p>被害状況に応じて、ロケット花火等での追払い、銃器による捕獲を考慮し、10 羽を設定する。</p> <p>◇参考</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0 羽</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>0 羽</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>0 羽</td> </tr> </table>	令和元年度	0 羽	令和 2 年度	0 羽	令和 3 年度	0 羽															
令和元年度	0 羽																					
令和 2 年度	0 羽																					
令和 3 年度	0 羽																					

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	550 頭	550 頭	550 頭
ニホンジカ	600 頭	600 頭	600 頭
ニホンザル	個体数調整計画で定める		
ツキノワグマ	-	-	-
アナグマ	40 頭	40 頭	40 頭
ヌートリア	20 頭	20 頭	20 頭
その他獣類	50 頭	50 頭	50 頭
カラス、その他鳥類	10 羽	10 羽	10 羽

捕獲等の取組内容		
イノシシ ニホンジカ	捕獲手段	銃器、箱わな、くくりわな等
	捕獲の実施予定時期	通年
	予定場所	市内全域
ニホンザル	捕獲手段	銃器、箱わな、くくりわな等
	捕獲の実施予定時期	通年（京都府の第二種特定鳥獣管理計画に基づく）
	捕獲予定場所	養老地区、日ヶ谷地区

ツキノワグマ	捕獲手段	ドラム缶檻
	実施予定時期	主に夏から秋に被害発生状況に応じて被害防止捕獲を実施（京都府の第二種特定鳥獣管理計画に基づく）
	捕獲予定場所	市内全域
アナグマ、ヌートリア、その他獣類	捕獲手段	小動物用箱わな
	捕獲の実施予定時期	通年
	捕獲予定場所	市内全域
カラス、その他鳥類	捕獲手段	銃器
	捕獲の実施予定時期	被害発生状況に応じて捕獲を実施
	捕獲予定場所	市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条第 1 項の規定による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的で行う鳥獣の捕獲等の許可事務等のうち、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、カラス等については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び京都府の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年京都府条例第 4 号）に基づき既に宮津市に事務委任されており、事務執行において支障等がないことから、当該事務委任により、継続して実施するものとする。

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
イノシシ	電気柵	10 km	電気柵	10 km	電気柵	10 km
ニホンジカ	金網柵		金網柵		金網柵	
ニホンザル	ワイヤーメッシュ柵		ワイヤーメッシュ柵		ワイヤーメッシュ柵	
ツキノワグマ	複合柵など		複合柵など		複合柵など	

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	防護柵の適切な設置 ・維持管理方法の普及啓発	防護柵の適切な設置 ・維持管理方法の普及啓発	防護柵の適切な設置 ・維持管理方法の普及啓発
ニホンジカ			
ニホンザル			
ツキノワグマ			

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

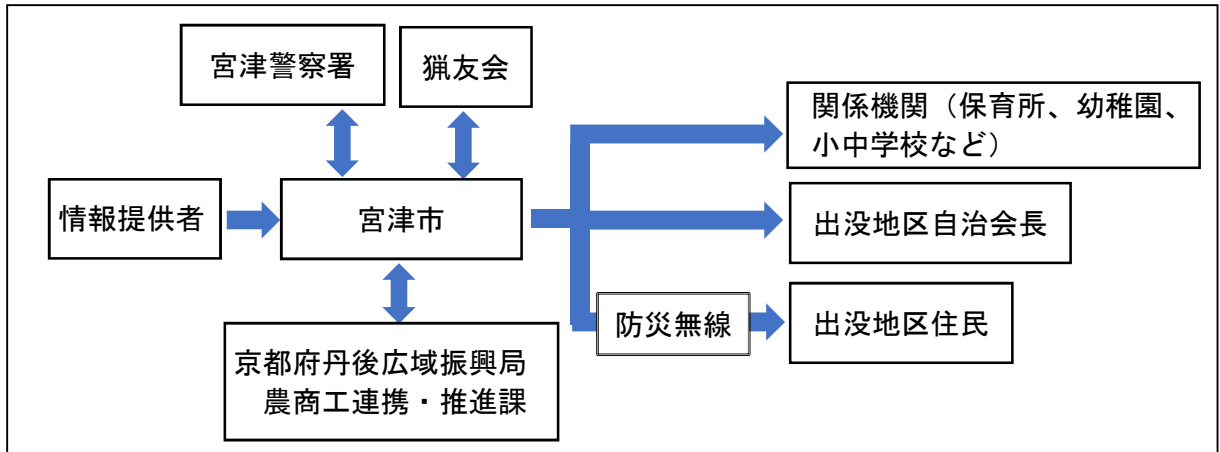
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、アナグマ、ヌートリア	○集落、農地の不要残渣・放任果樹等の除去の普及啓発 ○緩衝帯（バッファゾーン）の整備
令和6年度		
令和7年度		

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
宮津市	○関係機関等との情報共有、連絡・調整 ○宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会の事務局 ○各種対策の立案 ○猟友会への捕獲実施の連絡・調整 ○住民、学校等への注意喚起、緊急パトロール
宮津警察署	○緊急パトロール、住民等への安全確保、注意喚起等 ○警察官職務執行法第4条による避難等の命令・措置
京都府	○クマ出没等の緊急対応、必要に応じて現地確認等 ○猟友会への捕獲依頼・許可
一般社団法人京都府猟友会宮津支部猟友会	○クマ出没等の緊急対応、必要に応じて現地パトロール ○関係機関等との協議による緊急的な捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場から搬出し、宮津市有害鳥獣処理施設等で減容化処理を行う。搬出が困難な個体は、捕獲現場で適切に埋設処理を行う。
また、ジビエ利用が可能な個体については、市内の民間事業者（ジビエ食肉加工施設）で受け入れ、ジビエ食材等として有効活用を図る。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内の民間事業者（ジビエ食肉加工施設）において、都市圏の飲食店等を中心に食材としてのジビエの出荷があり、地元
----	--

	<p>でも家庭向けジビエ宅配などで利用が進んでいる。現在（令和4年度）は月200kg程度の出荷があり、令和7年度には月400kgを目指している。</p> <p>今後、食育や体験イベント、商品開発など通じて地元でのジビエ利活用の推進を図る。</p>
ペットフード	<p>市内の民間事業者（ジビエ食肉加工施設）において、現在（令和4年度）は月50kg程度の精肉や内臓の出荷・加工があり、未利用部分の活用と処理頭数の増加により、月200kg程度の出荷・加工を目指している。</p> <p>今後、関連する加工業者等と連携し、新たな商品の開発に向けた研究や市場調査を行う。</p>
皮革	<p>市内の民間事業者（ジビエ食肉加工施設）において、ニホンジカの皮を中心に、現在（令和4年度）は年間60枚程度を出荷があり、令和7年度までに年間100枚程度の出荷を目指している。</p> <p>今後、関連する加工業者等と連携し、新たな商品の開発に向けた研究や市場調査を行う。</p>
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	<p>市内の民間事業者（ジビエ食肉加工施設）において、ニホンジカの角は工芸雑貨やペットフード素材として、背骨やあばら骨は飲食店やペットフード素材として概ね活用されている。油脂は利用されていないが、石鹼や化粧品などの素材への利活用の方法があり、今後、関連する加工業者等と連携し、新たな商品の開発に向けた研究や市場調査を行う。</p> <p>ジビエ加工施設での^{とたいきゅうじ}屠体給餌用処理は、現在、コスト面で困難であるが、今後、屠体給餌やペットフード素材としての活用方法により、捕獲個体の全頭利用が可能かどうかの調査・研究を行う。</p> <p>「屠体給餌」とは、屠畜（とちく ※家畜などを食肉・皮革などにするために殺すこと）した動物を、毛や皮、骨が付いたままの野生本来の環境に近い状態で飼育動物に与える給餌方法のこと。</p>

(2) 処理加工施設の取組

市内の民間事業者（ジビエ食肉加工施設）において、被害防止捕獲のイノシシやシカを食肉やペットフードの素材として有効利用する仕組みづくりをさらに進める。また、ICT機器の活用などにより、捕獲者や農業者の負担軽減につながる捕獲方法や体制の検討を行う。

○上世屋獣肉店【国産ジビエ認証店】（世屋地区）

○年間処理目標頭数

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処理頭数	250頭	270頭	300頭

※令和4年度実績見込

- ・処理頭数 約230頭
- ・宮津市から有害鳥獣駆除（ジビエ活用）業務を受託
- ・国産ジビエ認証制度に係る定期監査の内容を含んだ衛生管理研修会を実施

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

市内の民間事業者（ジビエ食肉加工施設）において、現在（令和4年度）、狩猟者等に対しては、有効利用可能な捕獲個体を増やすための勉強会や解体技術講習会などを年2回程度実施し、処理作業向けに衛生的な処理技術に係る研修会などへ参加をしている。
 今後、引き続き持続的な人材教育を図り、野生鳥獣の有効利用の促進を行う。

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

ア 被害防止対策協議会

協議会の名称	宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会
構成機関の名称	役割
宮津市	○総合窓口、総合調整 ○事務局の設置
宮津地方森林組合	○林業者等からの鳥獣被害状況の情報収集、情報提供 ○バッファゾーン整備及び整備後管理に関する指導・助言
一般社団法人京都府猟友会宮津支部猟友会	○被害防止捕獲 ○狩猟に関する知識・経験を生かした野生鳥獣被害防止対策の指導・助言 ○効果的な捕獲のための研修会等の開催、新規の狩猟免許取得者の育成 ○狩猟期間における捕獲鳥獣の情報提供
京都農業協同組合	○農業者等からの鳥獣被害状況の情報収集、情報提供 ○被害防止資材の設置方法等に係る指導・助言
宮津市農業委員会	○農業者等からの鳥獣被害の情報収集、情報提供
農家組合長	○集落・地域の農家等からの鳥獣被害状況の情報収集、情報提供 ○集落ぐるみの被害防止対策に取り組む体制づくり
京都府緑の指導員（学識経験者）	○狩猟者等からの情報収集、情報提供
宮津警察署	○猟具の適正な使用等に関する捕獲班員への指導・助言 ○対象鳥獣による住民の生命身体又は財産に係る被害が発生する場合の安全確保対策の指導・助言
京都府（丹後地域野生鳥獣被害対策チーム）	○被害防止対策の先進的な取組や近隣市町の状況など広域的な視点からの情報提供 ○鳥獣被害現場における技術指導・助言
京都府農業共済組合丹後支所	○共済加入者からの鳥獣被害状況の情報収集、情報提供 ○共済事業に関する本協議会との連携
上世屋獣肉店運営推進協議会	○ジビエ利活用に関する情報収集、情報提供、技術的助言 ○ジビエ加工施設の設備等強化 ○ジビエ加工施設の管理運営委託（委託先：上世屋獣肉店） ○ジビエに関わる人材の育成、ICT機器等の活用

イ その他協議会

協議会の名称	上世屋獣肉店運営推進協議会
構成員等	役割
上世屋獣肉店代表	○ジビエ利用促進のため、適正な捕獲・解体処理・加工調理技術の啓蒙普及、安全で高品質なジビエの安定的な流通体制の構築などに取り組んでいながら連携範囲を広げていく。 ○国産ジビエ認証施設の優位性を活かし、ジビエ肉の付加価値を高め、ジビエ利用の拡大を進める。
ふる里会議世屋役員	
上世屋農地保全会役員	
宮津市農業委員会委員	
宮津市産業経済部農林水産課	
狩猟者等	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員の増員等による体制の強化を図り、定期的な追払い・捕獲の実施や被害防除技術の普及・指導等の取組を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。